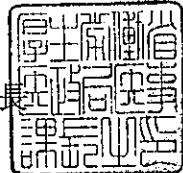


医政医発第 0929002 号
平成 20 年 9 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて

標記について、平成 16 年 10 月 7 日医政発第 1007014 号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の取扱いを以下のとおり行うこととしたので通知する。

については、下記事項に留意のうえ実施するよう、貴管内の各関係者に対し周知願いたい。

なお、この通知は平成 20 年 4 月 1 日から適用し、平成 19 年 12 月 11 日医政発第 1211001 号「医師臨床研修費補助事業の実施に当たっての取扱いについて」は廃止することとする。

おって、平成 20 年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1 地域種別について

指導医経費及びプログラム責任者等経費等の地域種別の取扱いについては下記のとおりとする。

（1）1 種地域

東京、京都、大阪、福岡に所在する病院とする。ただし、2 種地域は除くものとする。

(2) 2種地域

所在地の二次医療圏における平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく人口10万人対医師数が全国平均を下回る地域であり、かつ人事院規則9-34に定める初任給調整手当4種、5種以外の地域（別紙参照）に所在する病院又は診療所とする。

(3) 3種地域

1種地域及び2種地域以外に所在する病院又は診療所とする。

2 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費、小児科宿日直研修事業経費の取扱いについて

2種地域で産婦人科及び小児科での宿日直研修を行った場合については、医師不足地域宿日直研修事業経費を申請するものとする。

3 へき地診療所等研修支援における補助対象の取扱いについて

へき地診療所等研修支援経費の補助対象については、診療所、又は、100床未満の協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る。）とし、当該研修が必修科目の「地域保健・医療」として実施される研修であり、かつ、当該診療所が単独型又は管理型臨床研修病院（単独型相当又は管理型相当大学病院を含む。以下「単独・管理型病院」という。）と異なる市町村に所在し、次のいずれかの地域に所在する診療所で行われる研修とする。

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域
- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域

- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

なお、「単独・管理型病院と異なる市町村」の取り扱いについて、平成16年度以降の合併によるものは、異なる区分の取り扱いとする。

また、上記に該当しない地域であっても、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策実施要綱」の3の(3)に基づき設置されたへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む）は補助対象とする。

4 病院群内における補助金の配分について

補助金の申請手続きについては、原則として単独型及び管理型臨床研修病院が代表して申請を行うが、交付決定後、協力型病院等への配分については、研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）に基づき、研修管理委員会了承の下、適正に配分すること。

5 補助金を交付しないことがある場合の取扱いについて

(1) 補助金の全部又は一部を交付しないことがある場合の具体的な事例

- ① 医事に関する犯罪又は不正行為
 - ア 診療報酬の不正請求
 - イ 補助事業の虚偽報告
 - ウ 病院開設者の脱税行為 等
- ② 制度の適正な運営に支障があると認められる場合
 - ア 臨床研修病院指定に当たっての虚偽の申請
 - イ 研修医が関係する重大な医療ミス
 - ウ 労働関係法令の重大な違反
 - エ 研修プログラムに定められていない病院で研修医が診療に従事した場合 等

(2) 全額を交付しないことがある場合

臨床研修病院の指定取り消し又は指定取り消しに相当する場合に全額を交付しないものとする。

(3) その他

(2) 以外の事案において、個々の事案の内容や病院の対応状況によって判断し、一部を交付しないものとする。

また、全額を交付しない場合の期間及び一部を交付しない場合の割合や期間については、事案毎に判断するものとする。

6 その他

(1) 補助金交付要綱の別表に定める基準額の適用等について

① 研修医の基準額を適用する際の病院の単位については、原則として、全プログラムを合わせた病院群単位とするが、複数の病院群の管理型臨床研修病院として指定を受けている場合は、複数の病院群を合わせた全体を一単位とする。また、単独型及び管理型臨床研修病院として指定を受けている場合においても、同様に全体を一単位とする。

② 基準額の算定の基礎となる研修医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修医数の総和であること。

また、研修医数は、研修医延人数を12で除して、小数点第3位を四捨五入して得た数とする。ただし、人数別区分の適用に当たっては、小数点以下の端数を四捨五入して得た数とする。

なお、現に臨床研修病院又は大学病院において研修する研修医であっても、平成16年4月1日以前に医師免許を取得した者については、積算には含めないこととする。

また、原則として臨床研修を開始した日の属する月から起算して24月を超える期間についても同様とする。ただし、やむを得ない理由により臨床研修を休止又は中断した者が臨床研修を実施する場合の当該休止又は中断した期間については、この限りでない。

③ 1学年平均研修医数とは、それぞれの年次ごとに研修医延人数を12で除して得た数の総和を研修を実施している学年数で除した数とする。

研修医が1年次、又は2年次しか在籍していない場合については、その年次の研修医延人数を12で除して得た数とする。

④ へき地診療所研修支援事業における事業延日数は、へき地診療所における研修医の勤務実日数の総和であること。

⑤ 宿日直研修事業における事業日数の算定については、宿直1回を1日として算定すること。

なお、休日において、日直に引き続いて宿直を行う場合は、日直1回と宿直1回を合わせて2日として算定すること。

また、翌朝までの宿直には至らないまでも、通常の勤務時間終了後、深夜の時間帯に及ぶ勤務があるような場合には、当該勤務2回を1日として算定してかまわないこと。

- ⑥ 各項目毎の基準額の端数については、小数点以下を切り捨てて得た額とすること。

(2) 対象経費計上に当たっての留意点について

- ① 他の補助金と対象経費の重複申請はしないこと。当該補助金で対象経費として計上するのであれば、他の補助金の対象経費には計上しないこと。

なお、この場合、人件費の計上において、研修医の指導と通常診療業務など指導医の業務量により、指導医の人件費を按分して計上しても差し支えない。

- ② 備品、医療機器、応用器具、図書については、主として臨床研修に必要な医療機器（患者に使用するものを除く。）（注1）、視聴覚教育用機器（注2）及び医学教育用図書雑誌とすること。

なお、この事業により取得した備品等（取得価格10,000円以上の物品）については、品目、購入価格、取得年月日、使用場所を明らかにする書類を整理しておくこと。

（注1）補助金交付要綱における医療機器とは、薬事法施行令（昭和36年1月26日政令第11号）第1条別表第1に定める医療用具及びこれらと同様の目的に供する機器のうち、主として臨床研修に必要とされるものとすること。

（注2）補助金交付要綱における視聴覚教育用機器とは、臨床研修を効率的に行うため、指導医又は研修医が使用する機器とすること。

- ③ 需用費のうち、医学研究材料費とは、臨床研修の一環として行われる医学研究に必要な試薬、材料を購入する費用とすること。ただし、患者の治療材料費は含まないものとすること。

- ④ へき地診療所等研修の対象経費としている旅費については、へき地診

療所等において、研修を受けるために必要となる交通費及び宿泊費とし、以下の経費も含めて差し支えないものとする。

- ア. 当該研修のために滞在する宿舎からへき地診療所等への通勤に要する交通費
 - イ. 当該研修期間中、休診日を利用して、帰宅等をするために要する交通費
 - ウ. 当該研修開始前日の宿泊費
 - エ. 繼続して滞在するために要す、へき地診療所等休診日の宿泊費
- ⑤ 宿日直研修事業の対象経費について、補助対象となる施設において実施する研修回数分の経費を計上することができる。

另付 系氏

都道府県	二 次 医 療 圈
北海道	南渡島、南檜山、北渡島檜山、後志、南空知、中空知、北空知、東胆振、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、北網、遠紋、十勝、釧路、根室
青森県	八戸地域、青森地域、西北五地域、上十三地域、下北地域
岩手県	岩手中部、胆江、両磐、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸
宮城县	仙南、岩沼、塩釜、黒川、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼
秋田県	大館・鹿角・鷹巣・阿仁・能代・山本・本荘・由利・大曲・仙北、横手・平鹿・湯沢・雄勝
山形県	最上、置賜、庄内
福島県	県中、県南、会津、南会津、相双、いわき
茨城県	水戸（水戸市を除く）、日立、鹿行、土浦（土浦市を除く）、取手・竜ヶ崎（取手、守谷市を除く）、筑西・下妻、古河・板東、常陸太田・ひたちなか
栃木県	県北、県西、両毛
群馬県	高崎・安中、渋川、藤岡、富岡、吾妻、沼田、伊勢崎、桐生、太田・館林、
埼玉県	東部、中央（さいたま市を除く）、西部第一（志木、和光市を除く）、比企、秩父、児玉、大里、利根
千葉県	東葛南部（市川、船橋、浦安市を除く）、東葛北部（松戸、柏市を除く）、印旛山武（成田、四街道、印西市を除く）、香取海匝、夷隅長生、君津（富津、袖ヶ浦市を除く）、市原
東京都	西多摩（青梅、福生、あきる野市を除く）、北多摩西部（立川、昭島、国分寺、国立市を除く）、北多摩北部（小平、東村山、西東京、清瀬市を除く）、島しょ
神奈川県	横須賀・三浦（鎌倉市を除く）、湘南東部（藤沢、茅ヶ崎市を除く）、県央（厚木、大和、海老名市を除く）、県西
新潟県	下越、県央、中越、魚沼、上越、佐渡
富山县	新川、高岡、砺波

都道府県	二 次 医 療 圈
石 川 県	南加賀、能登中部、能登北部
福 井 県	奥越、丹南、嶺南
山 梨 県	峡東、峠南、富士・東部
長 野 県	佐久、上小、諏訪、上伊那、飯伊、木曽、大北、長野、北信
岐 阜 県	西濃、中濃、東濃、飛騨
静 岡 県	賀茂、熱海伊東、駿東田方、富士、静岡、志太榛原、中東遠、
愛 知 県	海部津島、尾張中部、尾張西部、尾張北部、知多半島、 西三河北部（豊田市を除く）、西三河南部（刈谷市を除く）、東三河北部、 東三河南部
三 重 県	北勢（鈴鹿市を除く）、南勢志摩、東紀州
滋 賀 県	湖南（草津市を除く）、甲賀、東近江、湖東、湖北、湖西
京 都 府	丹後、南丹、山城北、山城南、中丹
大 阪 府	北河内（枚方、寝屋川、守口、門真市を除く）、中河内（八尾市を除く）、 堺市、泉州（高石市を除く）
兵 庫 県	阪神北（宝塚市を除く）、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、 丹波、淡路
奈 良 県	西和（大和郡山市を除く）、南和
和 歌 山 県	那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮
鳥 取 県	東部、中部
島 根 県	雲南、大田、浜田、隱岐
岡 山 県	高梁・阿新、真庭、津山・英田
広 島 県	広島西、広島中央、福山・府中
山 口 県	岩国、柳井、周南、山口・防府、長門、萩
徳 島 県	東部Ⅱ、南部Ⅱ、西部Ⅰ、西部Ⅱ
香 川 県	大川、小豆、三豊

都道府県	二 次 医 療 圈
愛媛県	宇摩、今治、八幡浜・大洲、宇和島、新居浜・西条
高知県	安芸、高幡、幡多
福岡県	柏屋、宗像、筑紫、甘木・朝倉、八女・筑後、直方・鞍手、田川、京築
佐賀県	東部、北部、西部、南部
長崎県	県南、県北、五島、上五島、壱岐、対馬
熊本県	宇城、有明、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨、天草
大分県	東国東、臼津、佐伯、大野、竹田直入、日田玖珠、宇佐高田
宮崎県	都城北諸県、宮崎県北部、日南串間、西諸、西都児湯、日向入郷
鹿児島県	指宿、南薩、日置、川薩、出水、伊佐、姶良、曾於、肝属、熊毛、奄美
沖縄県	北部、中部、宮古、八重山